

委員会規定

特定非営利活動法人

日本パラ・パワーリフティング連盟

(目的)

第1条 この規程は特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟活動を円滑に進めるために設置する委員会の運営に関する基本事項を定めるものである。

(委員会の種類)

第2条 次の委員会を設ける

- (1) 強化委員会
- (2) 技術委員会
- (3) アスリート委員会
- (4) その他連盟が必要だと思われる場合は、理事会の審議、総会の承認を経て委員会を設置する

(事業)

第3条 各委員会は次の事業に関して審議し、理事会の承認を経てこれを実施する。

- (1) 強化委員会は、選手強化事業の企画、運営、情報収集、指定強化選手の選出、その他連盟の目的達成に必要な事。
- (2) 技術委員会は、ルールの徹底、競技役員の選出、記録の管理、その他連盟の目的達成に必要な事。
- (3) アスリート委員会は、アスリートの意見をまとめ選手の要望を連盟に伝え、また、選手への連盟からの伝達を徹底させる。その他連盟の目的達成に必要な事。

(委員会構成)

第4条 各委員会に次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) その他必要に応じて委員若干名

(委員の選出)

第5条 委員長、副委員長は連盟理事・正会員の中から選出し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。委員は、連盟理事・正会員、競技経験者ならびに学識経験者から選出し、理事会の承認を経て理事長が任命する。

(委員の任期)

第6条 全ての委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。

2. 欠員のため就任した委員は、その任期を前任者の残任期間とする。

(委員会の招集)

第7条 委員会は委員長が招集する。

(委員長・副委員長の職務)

第8条 委員長はこの委員会を代表し、この会の事業を統括する。

2. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時にはその事業を代行する。

(会議)

第9条 委員会が行う会議は、委員長、副委員長、委員の過半数の出席を持って成立とし、委員長がその議長の任を行うものとする。

2. 委員会会議の議決は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数の場合は委員長の

- 決するところによる。
3. 委員会会議の決定事項は理事に報告し、理事の承認が有れば、総会に報告し承認を得るものとする。理事の承認が得られない場合は、委員会会議の決定事項は無効とする。

(スタッフ)

- 第10条 各委員会は必要に応じてスタッフを設けることができる。
2. スタッフは各委員会から付託された事項について審議しその諮問に答える。

(規程の変更)

- 第11条 この規程は総会の議決によって変更する事が出来る。

付則

- ① この規程は2014年10月18日から施行する。